

介護支援専門員の登録と介護支援専門員証の 交付手続き（実務研修修了後の手続き案内）

福島県高齢福祉課

令和6年3月

介護支援専門員実務研修を修了した方は、都道府県に介護支援専門員の登録を行い、介護支援専門員証(以下「専門員証」)の交付を受けることで、ケアプラン作成や交付・事業者等の連絡調整等、介護支援専門員の資格を必要とする業務に従事することができます。

今回、専門員証の交付を希望する場合は、(1)のお手続きをお願いします。

なお、専門員証の交付を希望しない場合でも(2)のお手続きが必要です。

※修了した方は(1)もしくは(2)どちらかのお手続きが必ず必要です。

留意事項まで確認の上、申請してください。

(1) 専門員証の交付を希望する場合（登録と交付申請手続きは同時にできます。）

●介護支援専門員の登録

実務研修修了後、申請することで福島県の介護支援専門員登録名簿に登載できます。

申請書類

- 介護支援専門員登録申請書(第1号様式)
- (添付書類)実務研修修了証明書の写し(原本は各自保管)
- (添付書類)住民票(マイナンバー掲載のない、6ヶ月以内に交付を受けたもの)

●専門員証の交付申請

専門員証の交付のための手続きです。交付を受けないと介護支援専門員として実務に従事できません。

申請書類

- 介護支援専門員証交付申請書(第7号様式)
- (添付書類)写真(縦3×横2.4cm)1枚(紛失防止のため裏面に氏名の記載)
- 福島県収入証紙 2,200円分

(2) 専門員証の交付を希望しない場合

●介護支援専門員の登録

実務研修修了後、申請することで福島県の介護支援専門員登録名簿に登載できます。

申請書類

- 介護支援専門員登録申請書(第1号様式)
- (添付書類)実務研修修了証明書の写し(原本は各自保管)
- (添付書類)住民票(マイナンバー掲載のない、6ヶ月以内に交付を受けたもの)

留意事項

- ・ 登録できる期間は実務研修修了日から3ヶ月以内(介護保険法施行規則 113 条の7)。
到着日が3ヶ月(6月15日)(必着)を過ぎた場合は、登録の手続きは無効となります。
- ・ 介護支援専門員の欠格事由に該当する場合は登録できません。(介護保険法 69 条の2)
- ・ 登録名簿に掲載後、登録通知を送付します。介護支援専門員登録者であることを証明する書類となりますので、原本を保管してください。(再発行不可)
- ・ 専門員証の記載された交付日からケアプラン作成等に従事することができます。
- ・ 専門員証の有効期限は5年間です。従事される方は該当する研修の受講等、各自で適切に管理してください。(有効期限が切れた後も従事している場合は処罰の対象となります。)
- ・ 「(1) 専門員証の交付を希望する場合」のお手続きをする場合は、収入証紙を取り扱いますので、簡易書留で送付してください。
- ・ 各様式については福島県 HP に掲載されております。「福島県 介護支援専門員関係」で検索してください。

(3)その他

登録された名前・住所に変更があった場合は、遅滞なく県に届出が必要です。(介護保険法第 69 条の 4)その場合は「福島県 介護支援専門員関係」の HP より「(2)住所・氏名の変更」をご覧ください。提出書類をご提出ください。

申請期間：令和6年6月15日(必着)

※いずれも手続きには2週間~1ヶ月程度時間を要します。日数に余裕をもってお手続きください。

県庁に3月22日(金)までに申請書類が到着し、申請書類に不備がなければ3月末までに県から発送します。

送付先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16
福島県庁 高齢福祉課 ケアマネ担当宛
交付お問い合わせ先

担当者が不在の場合がありますので、メールによる対応とさせていただきます。

E-mail : kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp